資料２

令和８年度第５回（令和８年１１月１８日）行財政改革推進本部提案

☑審議　☐報告　☐その他

担当部・課：総務部人事課〔内線４０７０〕

１　件名

職員の早出遅出勤務の導入について

２　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では、育児期や家族の介護における様々な事情に応じた働き方を実現するための制度として、育児又は介護を行う職員が通常の勤務時間（午前８時３０分から午後５時まで）の始業時刻及び終業時刻を前後に変更して勤務することができる早出遅出勤務制度を設けている。近年、働き方改革に向けた取組の一つとして、早出遅出勤務の利用対象を育児や介護等の特定の事由に限定せず、幅広い職員が利用できる制度を導入する自治体が増加している。

【目的】

育児又は介護等の特定の事由に限定せず、職員からの申出により早出遅出勤務を利用できる制度を試行的に導入することで、職員一人一人の事情に応じた柔軟な働き方を実現するもの。

３　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☑有　☑無】

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）

【総合計画の位置付け：☐有　☑無】

【個別計画の位置付け：☑有　☐無】

・石巻市行財政改革推進プラン２０３０
　基本目標２　信頼される質の高い行政運営を推進する　１６　働き方改革の推進

・石巻市特定事業主行動計画
　Ⅲ 取組内容　　２　多様で柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等

４　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和８年３月　石巻市特定事業主行動計画における新規取組として検討
　　９月　実施している自治体の事例調査等を踏まえた検討

５　主な内容

１　試行開始日

令和８年１２月１日（火）

２　制度概要

職員の申出（希望）により、３０分刻みで通常の勤務時間の前１時間（早出Ａ・早出Ｂ）、後ろ１時間（遅出Ｃ・遅出Ｄ）の４パターンから選択する。

(1)　早出Ａ　午前７時３０分から午後４時まで
(2)　早出Ｂ　午前８時から午後４時３０分まで
(3)　遅出Ｃ　午前９時から午後５時３０分まで
(4)　遅出Ｄ　午前９時３０分から午後６時まで

3　対象者

次に掲げる職員を除く職員を対象とする。

(1)　交代（シフト）制勤務職員（保育所に勤務する保育士、病院局の医療職など）

(2)　管理職（課長級以上）・所属長

(3)　会計年度任用職員及び臨時的任用職員

(4)　育児短時間勤務職員

(5)　第１号部分休業、高齢者部分休業及び介護時間の承認を受けている職員のうち、承認期間と早出遅出勤務を行おうとする日が重複する職員

(6)　公務その他特別な事情により、早出遅出勤務を行うことが適当でないと任命権者が認める職員

6　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

職員一人一人の事情に応じた柔軟な働き方が可能となることで、職員の健康保持や多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現といった効果が期待される。また、多様な働き方を推進することで、人材確保や離職防止につながることも期待される。

【市財政への負担】

なし

7　他の自治体の政策との比較検討

仙台市　令和２年２月から新型コロナウイルス感染症対策として導入、令和５年５月からワーク・ライフ・バランスの充実を目的に継続実施

栗原市　令和７年１月から試行実施、同年４月から本格実施

名取市　令和７年８月から試行実施、令和８年４月から本格実施

角田市　令和７年１１月から試行実施、令和８年４月から本格実施

白石市　令和８年３月から試行実施、同年１０月から本格実施

8　今後の予定及び施行予定年月日

令和８年１１月　　石巻市職員の早出遅出勤務の試行に関する要綱制定（施行年月日：令和８年１２月１日）

令和８年１２月～令和９年１１月　　試行実施

令和９年１２月～　　本格実施予定

9　その他